

承認第 8 号

専決処分を報告し、承認を求めることについて
(損害賠償の額を定め、和解することについて)

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 18 日提出

中間市長 福田 浩

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、市が管理する道路において発生した事故に係る損害賠償の額を定め、和解することについて、下記のとおり専決処分する。

令和6年5月16日

中間市長 福田 浩



記

1 相手方

北九州市在住 男性 51歳

2 事故の概要

(1) 事故発生日時

令和6年3月25日(月)午後7時18分

(2) 事故の発生場所

中間市土手ノ内二丁目20番2号付近

(3) 事故の状況

相手方車両が中間市道出原・新土手線を走行中、舗装の損傷による穴について、降雨により水がたまり視認が困難であったため、気付かずに当該穴の上を通過した際に、右前輪が落ち込み、当該箇所のタイヤ及びホイールを損傷した。

3 損害賠償の額

29,766円

4 和解の趣旨

(1) 市は、本件事故により生じた損害につき、上記3の金額を相手方に支払う。

(2) (1)の支払があったときは、相手方は、市に対する損害賠償請求権を放棄するとともに、相手方及び市は、本件事故に関し、今後、裁判上、裁判外を問わず、何ら異議の申立て及び請求を行わない。